

様式第4号・その1(第7条関係)

平成31年4月10日

伊万里市議会議長 前田 久年 様

氏名 井手 勲

平成30年度伊万里市政務活動費収支報告について

伊万里市政務活動費の交付に関する条例第5条第1項により、別紙のとおり平成30年度政務活動費収支報告書を提出します。



様式第4号・その2 (第7条関係)

平成30年度政務活動費収支報告書

議員名 井手 勲

1 収入 政務活動費 250,000 円

2 支出

項 目	金 額 (円)	備 考
研究研修費	71,640.	
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費	66,425.	
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費	70,097.	
合 計	208,162.	

3 残 額 41,838 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

政務活動費 旅費計算書

旅行者 (2)馬場繁議員 (11)井手勲議員 (14)梶山太議員

期 間 平成30年8月1日～8月2日 (1泊2日)

行き先 メルパルク京都 (京都市)

内 容 議会活動集中講座 ①8/1 ②8/2

備 考

※網掛けは、領収書添付

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
運 賃	3,540	伊万里～博多 (往復)
	0	博多～京都(往復)パック代に含む
鉄道+ホテルパック (朝食付)	33,800	ホテル1泊
食糧費	1,700	夕食代1,700円×1日
交通費	政令	2,600 1,300円×2日
計	41,640	

※旅費計算につきましては、伊万里市職員等の旅費に関する条例に基づき、最も経済的な経路及び方法により算出することとなっておりますので、申し出があった経路とは異なる場合があります。

政務活動報告書

判手動

期間 平成30年8月1日～8月2日

場所 京都市(メルパルク京都)

内容 地方議員研究会「議会活動集中講座」

8/1 ① 率直に語る 地方議員に関わるお金の考え方
高橋伸介 講師

講師は、枚方市議会議員経験者で、無所属「完全1人選挙法」の実践者で市議を4期、副議長経験者である。

〇〇 政務活動費

〇 なぜ政務活動費にまつわるトラブルが多発するか？

(もともと調査研究費・調査活動費の時代から、ホブズマンより、お金の議員報酬・褒賞金と批判されていた。)

・ 兵庫県議～野々村事件。

・ 富山県議会副議長+民進議員2名、事件。

・ 富山市議会議長、市議12人+2人辞職。

・ その他、宮城、山形、奈良県議 など

〇 なぜ事件が止まらぬか？

(政めに強いが守りが弱い議員の習性)

・ 持ち出しの多い選挙を戦い常態戦場意識の中で金銭犯罪意識が希薄

・ 会計は小さい仕事と軽視、他人任せ

- ・ 常に選挙対策で「票」と同じに「金」を費やすものは費やす。
+
議会事務局の議員に対する力不足、非統一「お世話」係意識。
- ・ 後払いではなく先払いが多い。先に費うと全部使いたくなる。

対策として

- ① 政務活動費趣旨の徹底理解と最大限活用。
- ② 政務活動費の処理は「地雷の処理」と心得、真剣に

私の意見

- ① 伊万里市議会においては、職員力不足とは思われない。
なぜなら、チェック等厳しく、疑わしい物は通らないし
領収書他書類のチェックも入念にされていると思う。
- ② 講師も言っておられる事であり、当議会でも意見がたか
たかある様に、政務活動費の後払いにあれば
その事件も大分減るのでは無いかと思う
した
- ③ 事件を起こす人は、資質が備わっている人であり、
有権者にも厳しく見てもらって選んでもらいたい。
- ④ 会議に出すという議会もあるが、当議会ではまだ早いと思う。

「政務活動費の主たる使途は、政策提言、政策立案能力向上策
を図るための調査研究費であり、

- ・ 収支報告書はオープン、領収書もネット公開。
- ・ 定額支給から定費計算、事後清算が望ましい。

議員報酬について

地方議員の報酬

- 議員も含めた特別職の報酬は地方議会が条例で決める

地方自治法存続では基準額や算定方法は定めておらず、同規模の自治体を参考に決めるケースが多い。

◎ 都道府県議会での最高額 ~ 東京都 → 103万3千円

・ " 最低額 ~ 島根県 → 65万4500円

・ ちよみち ~ 佐賀県 → 76万円 (全国28位)

◎ 人口50万人以上の市 → 97万円 ~ 59万円

・ " 50万人未満 " → 62万円 ~ 18万円

◎ 現在は「懲罰」的に報酬・定数の削減が行われている流れ

- 議員の「仕事」が明確ではなく、報酬根拠も薄く批判にさらされていく。
- 一部首長によるポピュリスムのなキャンペーン
- マスクの取り上げ方にも問題、本質的に揚げ足とりは終始
- 選挙公約に定数・報酬削減を叫ぶ当選者議員

☹️ 一般市民の感覚として、根拠が希薄であるのに理解が迫れる？

○

地方自治法での議員報酬の根拠

平成20年(2008)6月改正自治法

第八章 給与その他の給付

- 第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し議員報酬を支給しなければならない。
- 〃 の2 普通地方公共団体の議会の議員は職務を行うため要する費用の弁償を受ける事ができる
- 〃 の3 ^{地方}普通公共団体は条例で、その議会の議員に対し期末手当を支給する事ができる。
- 〃 の4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条件がこれら定めなければならない。

と以上が根拠である。

○

報酬基準作り 三重県議会の取り組み

- 2011年6月(H23年) 有識者による「議員報酬等に関する在り方調査会」を設置。(都道府県議会初)
三谷哲夫 三重県議会議員が旗振り役となる。

メンバーには、大森 彌(東京大学名誉教授)---自治法の神様
 廣瀬 亮哉(法政大学法学部教授)---何回か講義をした
 青山 彰久(読売新聞東京本社編集長)
 岡本 直之(三重県経営者協会会長)
 金森 美智子(連合 三重 副本部長)

○

- H23年8月からH24年1月迄 7回の会議を開催。

- 議員報酬のあり方については、選挙を経て、4年間の職に就任するという点で他の特別職と區別
- 4年間 住民代表として 住民の負託にこたえる責務がある。
- 地方公務員法は適用をせず、職務専念義務が定めもない。

② 以上の観点から 地方議員は「公選職」と位置付けられるのが合理的、市長と同様であるとした。

- そこで 現職議員からの「仕事」の内容を、聞き取りを含む全議員にアンケート調査を実施

③ 調査により 年間活動時間と私的活動期間など議員活動を分析
 政党活動、後援会活動、選挙運動(応援)、宗教活動、私的活動を除く

議員一人当りの総活動時間 (4211時間) ・公的支援対象時間 2317時間
 ・内容次第で " 833時間
 ・対象外 " 1061時間

結果 知事をしてした場合、議員の"かけ率"は約0.7となり、報酬削減している現行報酬より上がる。

三谷氏...削減したものを元に戻したとマスコミ報道

私の意見

自分の報酬という点で申しさる点はあるが、現行の行政側による報酬審議会答申に基づいて支給されている事と思えば適正と思うが、伊万里市における市民一般の給与水準と国の給与の算出基準を50人以上の民間企業をベースとしている為に格差が感じられると思う(現に地元企業ではボーナスも無い所が多い)。

○

現行の行政側による議員報酬審議会答申。

- 議長が首長に依頼し審議される。
- ただし、有識者メンバーに議会精通者が少ない。
- 配られる資料は
 1. 全国議会の動向
 2. 一般経済の動向
 3. 行政との比較
 4. 類似団体、近隣自治体の比較
 5. 財政状況、人口規模、住民の年齢
 6. 過去からの経緯
 7. 議会の活動状況
- 結果はほぼ横並びになる。

⊗ 「全国市議会議長会」ホームページ「調査・研究」で市議会の定数、報酬が調査されている。

多くの議員が自らの報酬明細書を公開している。

① 議員定数について

- 地方自治法において定められた議員定数の規制撤廃
追認(議事)機関からの変化。
- 議会自らの判断が問われるようになった。
- マスコニ報道による影響、議会不信が醸成
ポロリズムへ。
- 目先の改革 → 効果、検証を高めることより
おま費用を減らす流れになっている

(例) 河村名古屋市長が議員定数半減、政務調査費廃止、議員報酬半減

- 竹原阿久根市長が議員定数16人が6人へ
- 新たな橋下府政・市政の「巨匠切る改革」
財政再建、都構想セッション

私の意見 本市は、先の市議会議員選挙において、定数を24人から減額の21人とした。前回のこの議論の過程において、私も議運の方針前の話しでは、減員としていた。全員協議会で議運に委ねるとの決定でこれに従った。今日の選挙により減員できた事は良かったと思っている。では今の定数はと聞かれると、議会が果たすべき役割や機能を果たせる数であると思うからです。また一層の「見える化」を進めて行かなければならないと思っております。

8/2 ②

質問方法スキルアップ研究会 (初級編)

： 100の議会があれば 100通りの議会運営があり

100人の議員が居れば 100の正義がある。

議会は 議員により合議し 議決する機関である

おの 第一歩 議会の中で共感を得るために

1. 議会では、最上のものを目指さない (自分にとって?)
2. " 議員全員レベルの半歩前を提案する。
3. " 徹底的に合意形成に努力する
4. " 「私」を捨てる
5. " できれば議員全員と付き合う

一般質問のポイント

- 一般質問では「知っている事を聞き、知らない事は聞かない」
(自身の事前勉強と十分なヒアリング)

◎ 議会質問で共通している事は「議場でわからない事も聞かない」
ここが一般社会の会議における質問と異なる。

◎ 現在では一般質問において行政に対する政策提案
にもウエイトが置かれるようになった。

私の意見

今までは知らない事も口に出していたおだった。

事前勉強と十分なヒアリングに心掛けたらと思う。

政策提案も、もっとしたい。

質疑とは

- 議案に対する疑問点をただすことを^質疑という。
- 発言は簡明で議題外にわたり、また範囲を超えない。
- 議長は発言が規定に反すると認めるときは、注意する
従わない場合は、発言を禁止する。
- 議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることはできない。

私の意見

伊万里市議会においては、自分の意見を堂々と述べている方がおられるように思える
自分の事として注意に行きたい。

今までの質問スタイル

1. 地元・住民要望型

多くの議員がしている分野。
(選挙対策として最大有効)

- 住民との直接対話
- 自身の議員報告でアピールする
- これに地域活動を加える

全体の質問の4割位が良い (私は7割位かな?) 反省

2. 財政・市政に関する4277型

「決算カード」を読み切る必要がある。

歳入歳出状況	・ 税金状況	・ 経常収支比率	・ 臨時財政対策債
・ ラスハイムス指数	・ 財政調整基金	など基礎的理解が必要	

⑧ 頭におぼえてたたき込む! 私のウーポイント

これはこれから絶対に行動しておかねばと思う。

今で委員会的好に聞いておぼえている様だがおぼえておく!

「決算審査意見書」と「事務概要」を大切に!!

3. ^財行政改革型

政治の段階。 2. を理解した上で 執行部が切り出しにくい
合理化、組織運営、各種削減課題を指摘する。

- 本市でも課題になっている 老朽施設の統廃合
- 多シリティマネジメント
- 職員給与
- 職員数の適正化とアウトソーシング

⊗ 「容易な質問と高度な質問」が混在しているため
有権者が理解できない点があるので注意する。

4. 政策提案(立案)型

- 市民の暮らしに直接かかわる一般施策に関する議員提案

地方創生、少子高齢化人口減少を見据えた今後の街づくり条例
乾杯条例、お付捨て条例 など中身のレベル

⊗ 問題点、～議員の「政策研究」努力が本番で大きく議会
(議会内) 及び行政との「調整力」も必要。行政の理解も要

⊗ 以上これらの目的を達成する為 → リーナスを利用する
内閣府が、地方自治体の様々な取り組みを情報提供が支援
するために 内閣府のまち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する
産業構造や、人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し
可視化するシステム → リーナス (REAS)

Regional Economy (and) Society Analyzing
System)

客観的データに基づき地域における、ヒト・モノ・カネの流れを
「見える化」し 誰が誰に地域の実状や課題を把握できるように
したものである。

ポイント

○ 議会質問の基礎基本と行政が「なるほど」と思うポイントについて

1. 活動原点として直接選挙による4年間の仕事と議会内、行政内における環境醸成の必要性
2. 標準議会会議規則と伊万里市議会会議規則を理解する
3. 議会基本条例で変わるところ
4. 議会質問における一般質問と議会質疑の違いを概念的に理解する
5. 運用上、常任委員会質疑では、レンジを広く運用している議会が大半
6. 質問スタイルをレベル①～レベル④まで4つに分類し説明
7. 質問に先立ちヒアリングの重要性、質問貯金箱を作る
8. 執行部や職員の方がお多くの情報を持っている。どう引き出すか
9. 可能な部分は執行部と調整を図る。
10. 重要な質問は、角度を変え議会場で質問を行う
11. リーナス、RESASの可能性。どう引き出す。
12. 市長と3つに分類し質問スタイルを変えてみる
13. 執行部から一般質問に求めらぬところを考える
14. 調査のために発言権なしと心得る。

私 의견 以上の事を十分に理解し(努力し)今後の市政活動に生かしていく事が、議員としての責務と考える。
今日からせよと決意!

様式第5号・その4 (第7条関係)

(年間分)

資 料 購 入 費

(支出明細書)

経 費 明 細 書			
項 目	内 容	金 額(円)	備 考
図 書	図書名簿に わかる社会生活法 法律相談Q&A.	3,549. 3,648. 3,611. / 10,808円	計 10,808円 新日本法規出版(株).
月 刊 誌 等	誌名		
新聞購読料	新聞名 しんぶん 赤旗	2,790. 7,407. 計 10,197円	赤旗伊万里販売所
	全国農業新聞.	4,200. 4,200. 8,400円	
	産経新聞	37,020円	
家庭用新聞名	佐賀新聞.		経費に含まない。(第1紙)
そ の 他			
合 計		66,425	

請 求 書

ご請求NO. 4762457745

848-0014

30年12月7日

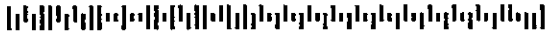
伊万里市南波多町小麦原172

井手 勲 様

新日本法規出版株式会社

代表取締役 昭

お客様No 41-205-95-069-7



〒460-8455 名古屋市中区栄一丁目23番20号

ご照会先 電話<092>771-0866 (代)

¥ 7,197.-

下記のとおりご請求申しあげます。

納年月日	書 籍 名	追録号数	数量	単 価	金 額	摘 要																																																																
30 619	誰にもわかる社会生活六法-法律相談Q &A-	64	1	3549	3549																																																																	
821		65	1	3648	3648																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">通常払込料金 加入者負担</td> <td colspan="5">振替払込請求書兼受領証</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="5">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td colspan="5">新日本法規出版株式会社計算事務センター</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9"> <input checked="" type="checkbox"/> 依頼人住所は非表示にしております *** 井手 勲 様 *** 41-205-95-069-7 (30-12-07) 収納代行DSK電算システム 日 附 印 30-12-26 南波多 郵便局 (77096) N94190022 </td> </tr> <tr> <td colspan="9">この受領証は、大切に保管してください。CVS取扱店控</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">合 計</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">7197 (税込)</td> </tr> </table>							通常払込料金 加入者負担		振替払込請求書兼受領証					口座番号	[REDACTED]					加入者名	新日本法規出版株式会社計算事務センター					金額	千	百	十	万	千	百	十	円					7	1	9	7		<input checked="" type="checkbox"/> 依頼人住所は非表示にしております *** 井手 勲 様 *** 41-205-95-069-7 (30-12-07) 収納代行DSK電算システム 日 附 印 30-12-26 南波多 郵便局 (77096) N94190022									この受領証は、大切に保管してください。CVS取扱店控									合 計					7197 (税込)			
通常払込料金 加入者負担		振替払込請求書兼受領証																																																																				
口座番号	[REDACTED]																																																																					
加入者名	新日本法規出版株式会社計算事務センター																																																																					
金額	千	百	十	万	千	百	十	円																																																														
				7	1	9	7																																																															
<input checked="" type="checkbox"/> 依頼人住所は非表示にしております *** 井手 勲 様 *** 41-205-95-069-7 (30-12-07) 収納代行DSK電算システム 日 附 印 30-12-26 南波多 郵便局 (77096) N94190022																																																																						
この受領証は、大切に保管してください。CVS取扱店控																																																																						
合 計					7197 (税込)																																																																	

指定業者コード

取引銀行 [REDACTED] 銀行 [REDACTED] 支店 [REDACTED]

**

請 求 書

ご請求NO. 4762707100

848-0014

31年3月7日

伊万里市南波多町小麦原172

井手 勲 様

新日本法規出版株式会社

お客様No. 41-205-95-069-7

代表取締役 昭



〒460-8455 名古屋市中区栄一丁目23番20号
ご照会先 電話<092>771-0866 (代)

¥3,611.-

下記のとおりご請求申しあげます。

納本年月日	書 籍 名	追 録 号 数	数 量	単 価	金 額	摘 要
301218	誰にもわかる社会生活六法-法律相談Q &A-	66	1	3611	3611	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>払込受領証 (コンビニエンスストア用)</p> <p>払込人氏名 井手 勲 様</p> <p>4120595069700</p> <p>金額 3,611円</p> <p>受取人 新日本法規出版株式会社</p> <p>受領印</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> <p>取入印紙貼付欄</p> <p>19.3.19</p> <p>伊万里市南波多町小麦原172</p> <p>井手勲</p> <p>431480</p> </div> <p>お客様控</p> </div>						
合 計					3611	(税込)

ゆうちょ銀行又は郵便局でのお支払いの場合同様、左側の2枚だけをお出しください。

指定業者コード

取引銀行 銀行 支店

**

井手 勲

新聞・雑誌名
「しんぶん赤旗」日曜版

部数
1

金額
823

様

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

7,407 円

2018/4~2018/年2月分迄分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

赤旗伊万里販売所

伊万里市山代町楠久575-7

TEL・FAX 0955-28-4333

2018

領
収
日

12/28

扱
者

井手 勲

新聞・雑誌名
「しんぶん赤旗」日曜版

部数
1

金額
930

様

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

2,790 円

2019/1~2019/3月分迄分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

赤旗伊万里販売所

伊万里市山代町楠久575-7

TEL・FAX 0955-28-4333

2019

領
収
日

3/31

扱
者

領 収 書

井手 勲 様

印紙税法第
5条第1項
第2号より
収入印紙を
貼付せず

¥ 4, 2 0 0 円

全国農業新聞購読料として

(平成30年4月～平成30年9月分)

上記の金額を領収いたしました

平成 30年 12月 1 日

伊万里市農業委員会事務局

事務局長 松岡 猛



領 収 書

井手 勲 様

再発行

印紙税法第
5条第1項
第2号より
収入印紙を
貼付せず

¥ 4, 2 0 0 円

全国農業新聞購読料として

(平成30年10月～平成31年3月分)

上記の金額を領収いたしました

平成31年3月20日

伊万里市農業委員会事務局

事務局長 松岡 猛



領 収 証

井 手 野 様

No. _____

★ ￥ 37,020,-

内 訳	_____
現 金	_____
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	_____

但 産経新聞代金 (H30年4月 ~ H31年 読者紙)

H30年12月31日 上記正に領収いたしました

伊万里市南波多町井手野2418
南波多新聞販売店

☎ 24-2067

様式第5号・その9（第7条関係）

（年間分）

そ の 他 の 経 費

（支出明細書）

項 目	内 容	金 額 (円)
通 信 費	携帯電話料	19,307円
	インターネット関連費用	年額 41,580円×50% = 20,790円
	タブレット型端末通信料	30,000円
合 計		70,097円

【携帯電話料明細】

月	支出額	支出額の1/2	対象経費
4月	3,112	1,556	1,556
5月	3,112	1,556	1,556
6月	3,842	1,921	1,921
7月	3,112	1,556	1,556
8月	3,112	1,556	1,556
9月	3,112	1,556	1,556
10月	3,112	1,556	1,556
11月	3,112	1,556	1,556
12月	3,112	1,556	1,556
1月	3,112	1,556	1,556
2月	3,112	1,556	1,556
3月	3,652	1,826	1,826
計	38,614	19,307	19,307

備考 対象経費は、支出額の1/2とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、月額3,000円を限度とする。



〒848-0014
伊万里市南波多町 小麦原172

井手 勲 様



019043201045505256

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0091
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒812 福岡市博多区住吉
-0018 4-29-22 ドコモ住吉ビル

8515A01040001-000075

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 [REDACTED]

年月分	支払金額	支払年月日	記 事
2018年 3月分	3,112円	2018年 4月 2日	ドコモご利用分
2018年 4月分	3,112円	2018年 5月 1日	ドコモご利用分
2018年 5月分	3,842円	2018年 5月31日	ドコモご利用分
2018年 6月分	3,112円	2018年 7月 2日	ドコモご利用分
2018年 7月分	3,112円	2018年 7月31日	ドコモご利用分
2018年 8月分	3,112円	2018年 8月31日	ドコモご利用分
2018年 9月分	3,112円	2018年10月 1日	ドコモご利用分
2018年10月分	3,112円	2018年11月15日	ドコモご利用分
2018年11月分	3,112円	2018年11月30日	ドコモご利用分
2018年12月分	3,112円	2019年 1月 4日	ドコモご利用分
2019年 1月分	3,112円	2019年 1月31日	ドコモご利用分
2019年 2月分	3,652円	2019年 2月28日	ドコモご利用分
合計	38,614円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

収入印紙
印紙不要

2019年 4月11日
NTTファイナンス株式会社 [REDACTED]
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

iPad通信料入金状況

井 手 勲 様

入金年月日	入金額	備考
平成 30 年 4 月 20 日	4,891	H30.4月分
平成 30 年 5 月 21 日	4,891	H30.5月分
平成 30 年 6 月 21 日	4,891	H30.6月分
平成 30 年 7 月 20 日	4,891	H30.7月分
平成 30 年 8 月 21 日	4,891	H30.8月分
平成 30 年 9 月 21 日	4,891	H30.9月分
平成 30 年 10 月 19 日	5,396	H30.10月分
平成 30 年 11 月 21 日	4,891	H30.11月分
平成 30 年 12 月 21 日	4,891	H30.12月分
平成 31 年 1 月 21 日	4,891	H31.1月分
平成 31 年 2 月 21 日	4,891	H31.2月分
平成 31 年 3 月 20 日	5,396	H31.3月分
合 計	59,702	

伊万里市議会議員会へのiPad通信料の入金状況は、
上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 31 年 3 月 20 日

伊万里市議会議員会 代表 前田 久年